

第4編 災害予防計画

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図る。

また、東日本大震災では、他県の特別防災区域において地震や津波による甚大な被害が発生したことを受け、生命の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続性の確保等について改めて確認するとともに、地震対策、津波浸水対策、長周期地震動対策等、既存の予防対策についても充実強化を図るよう努める。

加えて、特別防災区域内の特定事業所における事故件数（地震及び津波による事故を除く。）は近年、増加傾向にあることから、設備の高経年化対策、保安人材の育成等について、充実強化を推進する。

県、関係市等の関係行政機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1章 特定事業所における予防対策

特定事業所は、当該事業所における災害の発生防止に係る責務を有するとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域で発生した災害の拡大防止に関しても第一次的責任を有することから、それぞれ地域及び事業所の実態に応じて、施設及び設備の保全をはじめ保安管理の徹底及び自衛防災組織の確立等の災害予防対策を積極的に実施する。特に、協力会社を含む特定事業所関係者は、危機管理能力の向上に日頃から取り組む。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、本計画との整合を図りつつ、災害応急対策に係る事項が優先される重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

加えて、大規模地震発生直後における従業員等の安全を確保し、帰宅困難者の発生抑制を図るため、従業員等の待機、帰宅の方針等を定めるとともに、日頃から食糧等必要な物資を確保するよう努める。

第1節 保安管理の徹底

特定事業者は、自らの責任により積極的に保安確保が継続的に改善されるシステムの構築を図り、保安確保対策を進めることとし、平常時から危険物、高圧ガス等の各施設設備の保全を図るとともに、過去の事故事例等を適切に反映させ、安全な管理に必要な保安業務の徹底を期する。

このため、特定事業所においては、石災法、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に定める保安管理に関する責務のほか、危険源の把握に努め、危険要因を除去するための対策を積極的に進めるとともに、次の事項の徹底を図る。

1 防災保安責任体制の整備

- 保安部門は、他部門、特に製造部門から独立させ、安全対策の指揮命令が十分徹底されるよう、事業所内の体制の整備強化を図る。
- 事業所における安全を確保するため、石災法に規定する防災管理者を中心に、総合的な防災

保安監督体制及び所内連絡協議体制を確立するとともに、防災規程、予防規程及び危害予防規程並びにこれらの規程に基づく各種基準類の定期的な見直しによる充実整備と適正な運用を図る。なお、当該規程には、特に、夜間、休日における異常事態発生時の通報及び応急体制等の行動基準について明確に規定する。

- 「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について(平成26年10月23日消防特第221号)」に基づき、災害の現場における消防隊への情報提供の体制等を整備するとともに、その情報提供の内容を事前に想定し、情報提供担当者(消防技術説明者)に周知しておくことを徹底する。

2 安全対策に関する取組みの徹底

- 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非定常作業時における安全確保対策に万全を期する。

また、可燃性混合気体の形成回避に努め、発火源となる静電気等の対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。

- 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備するとともに、必要に応じて適宜改定し、その遵守徹底を図る。

なお、作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理するとともに、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とし、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。

- 消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。
- 「リスクアセスメント・ガイドライン(Ver.2)(平成28年2月高圧ガス保安協会)」等を参考に各設備の潜在リスクを把握・評価し、事前に各種対策を講じるよう努める。
- 事故の直接的要因又は背後要因として人的要因があることを認識し、ハード対策(誤操作防止措置等)やソフト対策(教育訓練の充実等)により、適切な予防対策を講じる。
- 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して、災害発生の防止に努めるとともに、防災管理意識の高揚、啓発を図る。
- 船舶荷役作業に対する安全対策として、次のことを実施する。
 - ・ 陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立
 - ・ 陸上の装置、船舶係留設備等の定期点検の強化等による安全の確保
 - ・ 作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底
 - ・ 船舶に対する安全管理の徹底並びに陸上及び船舶の連携体制の整備

3 地震・津波対策

(1) 強震動対策

神奈川県地震被害想定調査及び神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価を踏まえ、対策を実施する。

また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。

ア 危険物施設

危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について(消防庁危険物保安室長通知、平成24年1月31日消防危第28号)」等を踏まえ、必要な措置を講じる。

防油堤等については、「防油堤の漏えい防止措置等について(平成10年3月20日消防庁通知)」

等により対策を講ずる。

また、これまでに特定屋外タンク（昭和52年2月15日以前設置）の新基準（平成7年1月施行）※¹適合性及び準特定屋外タンク（平成11年4月1日以前設置）の新基準（平成11年4月施行）※²適合性について調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じて基準に適合させたが、引き続き施設の維持管理を行う。

※1 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）第2条による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和52年政令第10号）附則第3項各号に掲げる基準

※2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）による改正後の危険物の規制に関する政令第11条第1項第3号の3及び第4号に定める技術上の基準

イ 高圧ガス施設

平成9年4月に改正施行された「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年経済産業省告示第220号）」及び県が定めた「高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年制定、令和元年9月改訂施行）」に基づき耐震対策を実施する。

また、「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（20140519商局第1号・平成26年5月21日）」に基づき、耐震性向上を図る。

配管に関しては、「既存配管系耐震診断法のガイド（平成27年3月高圧ガス保安協会）」や「高圧ガス配管の耐震性改善簡易チェック手法に関する技術資料（平成26年3月神奈川県）」を参考に耐震性向上を図る。

ウ 建築物

多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）」に基づき、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。

エ 地盤の液状化対策

地盤の液状化の程度が大きいと判定されたメッシュ（地域）内の事業所は、液状化の詳細判定を実施するとともに、周辺地盤に適応した地盤改良や構造物の設計を強化する（配管のかとう性を確保する等）などの対策を講ずるよう努める。

また、構内道路が液状化した場合は、消防活動の妨げになることから、土嚢等応急復旧に必要な資機材を準備しておくよう努める。

(2) 長周期地震動対策（危険物タンクのスロッシング対策）

特定屋外タンクについては、平成17年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行う。また、この改正により「新基準」※³への適合が求められる浮き屋根式特定屋外タンクの浮き屋根については、災害危険性の評価結果等に応じた措置が講じられているが、引き続き適切な維持管理を行う。

さらに、内部浮き蓋式特定屋外タンクの浮き蓋についても、平成24年に施行された基準への適合が求められるものについて改修が行われ基準に適合させたが、引き続き適切な維持管理を行う。

加えて、溢流の事実を早期に検知できるように、防災監視システム（「7 事故の早期検知」を参照）を整備するよう努める。

※3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号）による改正後の危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める技術上の基準

(3) 津波浸水対策

「特定事業所等における津波初動対応手引き（平成25年3月神奈川県石油コンビナート等防災本部）」などを参考にして、「神奈川県津波浸水予測図（平成27年2月（同年6月一部修正）

神奈川県津波浸水想定検討部会)」で示される津波のうち、特別防災区域において最大の影響を及ぼす恐れのある津波による浸水が想定される特定事業所は、各事業所において想定される被害の態様に応じ、次に示すような浸水による被害を低減するための対策を講ずるよう努める。

また、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合における緊急時の対応について検証し、避難を優先とした対応や緊急措置等の対応に関する必要な事項を定めるとともに、関係者へ内容の周知徹底を行う。

なお、緊急措置等の対応の検討に当たっては、役割分担等の実施体制、施設等停電時における対応等についても明確にする。

ア 緊急停止のための措置等

津波警報発表時など、津波による浸水のおそれがある状況において、限られた時間で設備の安全な停止、危険物等の封じ込め、他設備との縁切り等を図るための措置を講じる。

イ 保安用設備等の機能の確保

津波等災害発生時においても、特定防災施設等、防災資機材等その他保安用設備（計器室、予備動力源等）の機能を維持若しくは応急措置により直ちに復旧できるよう必要な対策を講じる。

ウ 容器（ボンベ）、タンクローリー等の流出防止措置

津波により容器、タンクローリー等が流出することを防止するため、容器の固定措置やタンクローリーの退避等の措置を講じる。

エ 禁水性物質の浸水対策

危険物の規制に関する政令別表第3に定める第三類に区分される危険物のうち、禁水性物質に該当するものは、津波により海水と反応して被害を拡大させる可能性が考えられるため、浸水対策を十分に行う。

オ 係留船舶の安全対策

緊急離棧に備えた設備や支援体制の確保、係留避泊の対応について必要な対策を講じる。

4 風水害対策

風水害対策の推進については、「危険物施設の風水害対策の一層の推進について（消防庁危険物保安室長通知、令和3年3月30日消防危第49号）」等を踏まえ、規程類の整備及び必要な措置等を講じる。

5 施設、設備等の高経年化対策

近年の異常現象を発生原因別にみると、劣化や構造設計不良等の設備面での要因が多く、発生場所は配管系からの漏えいが最も多くなっている。これらを踏まえ、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、適切に点検を行い、必要な改善計画を立てるよう努める。

(1) 配管

埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、腐食開孔部の早期発見に努める。

高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料（作成：平成19年3月、改訂：令和6年3月 神奈川県）」を参考に外面腐食防止対策を講じるほか、保温材下の外面腐食に関しては、「石油精製業及び石油化学工業における保温材下配管外面腐食（CUI）に関する維持管理ガイドライン（平成24年2月一般社団法人 エンジニアリング協会）」を参考に適切に維持管理を行う。

(2) タンク本体

現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等

に関する指針（平成17年3月総務省消防庁）」及び「特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて（平成25年3月総務省消防庁）」に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。

6 緊急停止装置、保安電力等の安全対策

関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、フェイルセーフ設計による施設の緊急停止装置及び緊急遮断弁等保安設備の整備を図るとともに、当該保安設備の操作のための予備動力源の確保を図る。

緊急停止にあたっては、マニュアルを整備し、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。

また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。

7 事故の早期検知

事故の災害拡大防止のため、次の要件を満たした防災監視システムを配備するよう努める。

- 夜間・休日等の人員が少ない時においても運転監視が支障なく行えること
- 異常の早期検知が可能で、かつ検知の信頼性が高いこと
- 検知情報の判断・判定に対する支援機能を有すること
- 誤操作の防止措置がとられていること

8 原子力災害に対する防災体制の整備

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編第1章第2節3（1）」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編第1章第2節1（1）」に基づき実施する。

第2節 相互連携体制の整備

特定事業所は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制確立のため、事業所間相互連携体制の整備強化を図る。

1 平常時における連携体制の整備

特定事業所は、災害時における相互応援の円滑な実施に資するため、保安上必要があると認められる場合、相互に通報、連絡するなど平常時から連絡協調に努める。

2 非常時における連携体制の整備

特定事業所は、災害時において必要に応じ、相互に応援する。この場合、相互応援措置の円滑な実施を図るため、あらかじめ次の事項について応援協定を締結する。

- (1) 組織及び応援部隊の編成
- (2) 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- (3) 応援時の指揮命令系統
- (4) 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項
- (5) 応援者の業務

ア 非常線の監視、報道機関の対応、非常炊出し、その他被災時における側面的な援助及びそれに必要な資機材、人員の調達

イ 地域全般にわたる事故災害の発生又は発生のおそれのある場合の共同防災措置及びそれに

必要な人員及び資機材の提供

ウ 被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣

エ 消火に必要な人員、設備、資機材の調達

オ その他被災事業所からの要請による事項

(6) その他応援に必要な措置

特定事業所は、自らの事業所の安全を確保した場合には、相互応援とともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域社会における防災対策への協力に努める。

第3節 消防力の整備強化

1 自衛防災組織

特定事業所は、その防災体制が実態に即応できるよう自衛防災組織の充実等を図ることを徹底し、特定事業所以外の事業所についても、その実態から必要と認められる場合は、積極的に自衛防災体制を整備するよう努める。

なお、大規模地震が発生した場合には、市街地においても多数の火災や建物倒壊等の被害の発生が想定され、公設消防隊がコンビナート地区において十分対応できないことも予想されるので、自衛防災組織や共同防災組織のみの防災体制も整備するよう努める。

(1) 防災要員に対する技術教育

ア 防災資機材等の操作

イ 災害態様に応じた防ぎょ活動

ウ 危険物等の性状と消火

エ その他必要な技術教育

(2) 防災資機材等の管理

ア 大型化学消防車等の点検整備

イ オイルフェンス展張船等の点検整備

ウ 消火薬剤等の維持管理

エ オイルフェンスの維持管理

オ その他の防災資機材等の維持管理

2 共同防災組織

共同防災組織は、防災要員及び保有防災資機材等の質的、量的充実強化とあわせて、必要に応じ、地域と関係事業所の実態に即応した防災活動を実施するよう徹底する。

(1) 自衛防災組織との連携

ア 構成事業所の施設、設備の実態把握

イ 構成事業所の自衛防災組織並びに保安に関する業務を行っている者への協力

ウ 通報連絡体制の確立

エ 共同防災組織の指揮系統の確立

(2) 防災要員に対する技術教育

(3) 防災資機材等の管理

3 広域共同防災組織

広域共同防災組織は、防災要員及び保有防災資機材等の質的、量的充実強化とあわせて、必要に応じ、地域と関係事業所の実態に即応した防災活動を実施するよう努める。

(1) 自衛防災組織及び共同防災組織との連携体制の確立

ア 構成事業所の施設、設備の実態把握

- イ 構成事業所の自衛防災組織並びに保安に関する業務を行っている者への協力
- ウ 通報連絡体制の確立
- エ 広域共同防災組織の指揮系統の確立
- (2) 防災要員に対する技術教育
- (3) 防災資機材等の管理

4 相互応援体制

各自衛防災組織及び共同防災組織は、災害時において相互に応援、協力して防災活動を実施するため、あらかじめ次の内容を定めた応援協定を締結する。

- (1) 組織及び応援部隊の編成
- (2) 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- (3) 応援時の指揮命令系統
- (4) 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項
- (5) 応援者の業務
- (6) その他応援に必要な措置

第4節 防災教育、防災訓練の実施

特定事業所は、協力会社も含めた全従業員を対象に、次のとおり防災教育及び訓練を計画的かつ確実に実施し、平常時の安全確保と災害時の応急活動の万全を期する。

1 防災教育

- 平常時から、操作ミス、不注意あるいは作業基準に定める作業手順の省略等惰性、慣れから基本的な安全確認を怠ることのないよう、作業基準、点検整備基準等の安全保安教育を徹底する。
また、過去の事故事例等を活用して異常事態を想定し、的確な判断能力の付与及びその際とるべき措置の周知徹底、火災、爆発等の事故時の作業員の役割等を重点とした、協力会社を含めた安全保安教育を実施する。
- 地震、津波、風水害等の異常な自然現象に関する知識を習得するとともに、自然災害による被害の低減を図るための従業員の役割等を重点とした、協力会社の社員を含めた安全保安教育を実施する。
- 予想される装置のトラブルに速やかに対処できるよう、運転技術の向上及び運転装置、関連装置の習熟を図る。
- 事業所設備の操作・保守及び管理に従事する者を企業内講習会、企業外講習会などに積極的に参加させ、資格取得に対する援助をするなど全体のレベルアップを図る。
自衛防災組織の統括等防災業務の中心的役割を担う防災管理者等を、防災業務に関する研修・講習に積極的に参加させ、一層の能力向上が図られるよう努める。

2 防災訓練

- 公設消防隊、共同防災組織及び広域共同防災組織並びに近隣の特定事業者等と合同の総合訓練を実施し、地域防災体制の確立を図る。
- 訓練は、特に、設備の新設、組織変更、人事異動等があった時はその都度実施するように努め、迅速的確な対応が行えることを確認し、訓練を実施した際に生じた問題点をマニュアル等に反映させるとともに、次回訓練時にその検証を行う。
- 作業基準に沿った装置の緊急停止訓練等個別訓練を実施し、作業基準の徹底を図る。

第5節 啓 発 活 動

毒性ガスを扱うタンクやプラントで災害が発生した場合、ガスの拡散による影響範囲は火災や爆発に比べてかなり大きくなり、周辺地域の住民などへ影響を与える可能性も想定される。また、石油類の火災の場合、輻射熱による直接的な影響はほぼないにしても、走行中の車両に対して煙による視界不良により交通事故を引き起こすことも懸念される。可燃性ガスが拡散した場合には、近くを走行中の車が着火源となることも考えられる。

そのため、特定事業所は事業所の保安に向けた取組や防災体制について、適切な情報発信を行うほか、コンビナートにおけるリスクについても、周辺住民の理解促進を図るよう努める。

- 資料 5－ 1 危険物、高圧ガス施設等の保安措置
- 5－ 2 施設、設備の点検整備
- 5－ 3 施設、設備の運転停止時・開始時の安全措置
- 5－ 4 特定事業者間の相互連携措置
- 1 1－ 3 4 川崎市内の4共同防災組織における相互応援確認書
- 1 2－ 5 神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準
- 1 2－ 8 高圧ガス施設に係る行政指導基準

第2章 関係行政機関等における予防対策

関係行政機関は、特別防災区域における災害の未然防止と発災時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように特定事業所等に対する指導監督、消防力の整備等あらかじめ講ずべき対策をそれぞれの権能と責任において実施し、相互の協力により一体的防災対策を推進するとともに、災害状況に応じた業務継続性の確保を図ることにより、石油コンビナート等防災対策の万全を期すことに加え、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1節 特定事業所等に対する指導監督

県、関係市等の関係行政機関は、それぞれ石災法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等を指導、監督するとともに、自主保安体制の確立に向けて適切な助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化に努める。

1 立入検査

(1) 関係行政機関による立入検査

関係行政機関は、それぞれの立入検査権能に基づき、危険物、高圧ガス、毒物及び劇物等の安全取扱いと適正管理、消防、保安施設設備等の維持管理、各種規程類の整備状況等について定期及び随時に立入検査を実施する。

なお、関係行政機関は、相互に連携を図り、必要に応じて立入検査の結果等について、情報交換に努める。

(2) 関係行政機関による合同立入検査

特定事業所等における防災対策の適正化を図るため、災害の発生状況、発生原因及び特定事業所等の防災体制の現状等を踏まえ、各関係行政機関が協力して合同立入検査を定期及び臨時に実施する。

2 防災教育及び訓練

(1) 防災要員等に対する教育、訓練

県及び関係市（消防機関）は、防災要員等を対象に、関係法令をはじめ地震災害、産業災害に係る教育を行うほか、災害防ぎょ活動の教育、訓練を実施する。

(2) 防災管理者研修会

県は、事故の未然防止を図るため、防災管理者を対象とした研修会を開催する。

(3) 事故情報の積極的な提供

県及び関係市（消防機関）は、県内特別防災区域内で発生した異常現象等について、特定事業者に対し積極的に情報提供を行うよう努める。

第2節 石油コンビナート等防災施設等の整備

石油コンビナートに係る多種多様な災害に対応するため、関係行政機関は防災施設等の整備充実に努める。

1 県

(1) 防災資機材の整備

県は、泡消火薬剤等の防消火資機材について整備を行う他、石油コンビナート等特別防災区域協議会等と連携し、先進的な防消火資機材についても導入を促進する。

(2) スロッシング予測システム

県は、スロッシング波高を計算し溢流の可能性を即時に予測するシステムを運用しているが、必要に応じて改善、見直しを行い、より効率的な運用を図る。

2 関係市

(1) 消防力の整備

ア 消防車両の整備

石災法に基づく三点セット（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車）をはじめ、化学消防車等の特殊車両の計画的整備を推進する。

イ 消防車両の適正配置

特別防災区域を所管する消防署、出張所の位置及び建設計画とあわせて消防車両の適正な配置を図る。

ウ 水上消防力の整備強化

特別防災区域の地形的な特殊性を考慮し、消防艇を中心とした水上消防力の整備強化を図る。

エ 消防用資機材の整備強化

- ・ エアフォームノズル、オイルフェンスをはじめ、呼吸器、耐熱服及び破壊器具等消防用資機材を計画的に整備増強する。
- ・ 泡消火薬剤及び油処理剤について、保有量の増強と備蓄タンクの設置を検討し、備蓄基準を作成するほか、水溶性危険物の火災に対応するため、耐アルコール泡消火薬剤の備蓄についても整備強化を図る。

また、補助的施策として消火薬剤等の保有取扱業者から緊急調達の方策を講ずる協定等の締結を推進する。

(2) 防災道路の整備等

特別防災区域の安全性をより一層高めるため、道路、運河・河川、公園緑地、耐火建築物を構成要素として組み合わせるとともに、新たな緑地等を計画的に配置していけるよう、防災空間の確保に努める。

第3節 海上流出油防災体制の整備

1 東京湾排出油等防除協議会等

(1) 東京湾排出油等防除協議会

東京湾排出油等防除協議会は、東京湾において大規模な油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生した場合の防除活動について連携を図り、必要な事項を協議するとともに、湾内の各排出油等防除協議会の防除活動の総合調整を行うことを目的に組織し、次の業務を行う。

ア 東京湾排出油等防除計画の協議

イ 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整

ウ 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供

エ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

オ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(2) 横浜管内及び川崎管内排出油等防除協議会

横浜及び川崎の各港及び周辺海域において大規模な油等排出事故が発生した場合の防除活動

について連携を図り、必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的に組織し、次の業務を行う。

- ア 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
- イ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ウ 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- エ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

2 防災資機材等の整備

防災関係機関、特定事業所等は、オイルフェンス、油処理剤等、油流出事故に対する防除資機材等の整備充実に努める。

3 京浜臨海地区海域における運河遮断施設の整備

特定事業所等は、京浜臨海地区海域において大量の油流出事故が発生した場合、状況に応じて各運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するため、スライディングジョイント、オイルフェンス巻取機等の施設設置に努める。

第4節 防災訓練の実施

関係行政機関は、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施するため、特別防災区域外に影響が及ぶことも想定して総合訓練又は個別訓練を、防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに、年間計画等に基づき、日頃から実施に努める。

また、関係市消防機関においては、訓練シナリオの作成等について、県に対し適宜必要な支援を行う。

1 訓練種目

- (1) 石油コンビナート等防災本部運営訓練
- (2) 災害予防型訓練
 - ア 地震情報等伝達訓練
 - イ 非常参集訓練
- (3) 発災対応型訓練
 - ア 事業所による防災本部の設置・緊急措置訓練
 - イ 災害情報等伝達訓練
 - ウ 非常招集訓練
 - エ 災害通報・応援要請等訓練
 - オ 陸上流出油防ぎょ訓練
 - カ 出動（資機材集中）訓練
 - キ タンク火災消火訓練
 - ク タンク漏洩・拡散防止訓練
 - ケ 大容量泡放水砲等出動・設定訓練
 - コ 海上流出油防除訓練
 - サ 津波対策訓練
 - シ 船舶火災等消火訓練
 - ス 救出・救護訓練
 - セ 避難訓練

- ソ 住民広報訓練
- タ 警備交通規制訓練
- チ その他災害対策上必要な訓練

2 実施方法

災害想定に基づき、予想される事態に即応した場所を選定し、当該予想事態における災害の発生及び拡大の防止を図るために必要な訓練を図上又は実地にて実施する。また、大容量泡放水砲等出動・設定訓練にあつては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を広域共同防災組織等と共同して図上又は実地にて実施する。

第5節 啓 発 活 動

県及び関係市はコンビナート災害の影響が周辺住民に及んだ場合に円滑に避難行動が取れるよう、周辺住民に対し、継続的に情報提供を行い、必要な防災意識の普及啓発に努める。

第6節 米海軍鶴見貯油施設との連絡体制

米海軍鶴見貯油施設は、京浜臨海地区に所在し、第一種事業所に相当する危険物関係施設を有している。県及び横浜市は同貯油施設について、災害の未然防止、発災時の消防機関への連絡、災害が付近住民へ及ぶことがないような措置及び隣接事業所等の災害時における防災活動の相互応援等災害対策に関し緊密な協力体制を維持するよう日頃から米海軍当局と相互に調整を図る。

第7節 航空機事故による災害の防止

特別防災区域の上空においては、航空法第81条の規定による国土交通省航空局の指導がされているが、国、県及び関係市は、航空機事故による災害の発生を防止するため、次に掲げる災害の防止対策に努める。

1 航空安全確保に関する措置

(1) 特別防災区域上空における規制措置

東京空港事務所は、次により航空機の運航の監督及び行政指導の強化を行う。

- ・ 特別防災区域における航空法第81条但し書きの許可（省令に定める高度以下での飛行の許可）は行わない。
- ・ 東京国際空港に離着陸する航空機以外の航空機は、特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）上空における飛行を避けるとともに、やむを得ず飛行する場合は、高度3000フィート（約900m）以下の飛行は行わせない。
- ・ 特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）での事故・災害発生時には、救助活動等の妨げとならないよう、状況に応じて配慮した運用を行う。

(2) 防災関係機関の対策

ア 国土交通省航空局

- ・ 特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）上空の飛行経路・飛行回数を変更する際、県及び関係市に十分な事前調整を実施する。
- ・ 県、関係市、その他関係機関が行う防災対策を支援する。

イ 東京空港事務所

東京空港事務所は、航空機の墜落事故による災害の発生を未然に防止するため、次の予防措置を行うとともに、訓練の実施など、不測の事態の発生に備える。

(ア) 安全運航の徹底を図るための指導・監督

(イ) 航空に関する防災知識の普及

ウ 県及び関係市

必要に応じ東京空港事務所に対し、航空機の運航の監督及び行政指導の強化を要請する。

エ 連携強化

国、県、関係市は、特別防災区域（川崎石油コンビナート地域）における航空機事故による災害発生の未然防止と拡大防止を図るため、連携の強化を図る。

	電話番号	FAX 番号
東京空港事務所	03(5757)3020	03(5757)3040
神奈川県くらし安全防災局	045(210)1111	045(210)8829
川崎市危機管理本部危機対策部	044(200)2890	044(200)3972
川崎市消防局	044(223)1199	044(223)2619

2 災害予防対策、災害応急対策の実施

特別防災区域において、航空機事故による災害発生の未然防止のための災害予防対策及び災害の発生又はそのおそれがある場合の応急対策は、本編及び「第5編 災害応急対策計画」によるほか、災害の状況に応じ県及び関係市の地域防災計画を準用し、必要な措置を実施する。

第8節 原子力災害に対する防災体制の整備

「神奈川県地域防災計画～原子力災害対策計画～第2編第1章第2節3(2)」及び「神奈川県地域防災計画～風水害等災害対策計画～第10編 第1章第2節1(2)」に基づき実施する。

- 資料 11-19 神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱
- 11-20 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書【横浜市】
- 11-21 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書【川崎市】
- 11-23 化学消火薬剤の備蓄管理に関する協定書【JX日鉱日石エネルギー株式会社根岸製油所】
- 11-15 県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱
- 11-35 石油コンビナート等防災資機材の保管に関する協定書
- 11-29 東京湾排出油等防除協議会会則
- 11-38 危険物タンクのスロッシング被害予測システムの運用にかかる機器の設置及び管理に関する協定書
- 12-15 石油コンビナート地域における航空機事故による産業災害の防止について
- 12-16 スロッシング予測システムについて

第3章 公共施設等の安全対策の推進

「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第2章第3節及び第6節」に基づき実施する。

第4章 避難計画の策定

1 関係市

関係市は、爆発等の影響が特別防災区域外にも及ぶような大規模な災害も想定したうえで、災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、住民等を対象に次の事項を内容とした避難計画を随時見直す。

- (1) 避難指示を行う基準
- (2) 避難指示の伝達方法
- (3) 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難地への経路及び誘導方法
- (5) 避難地等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 特定事業所等

特定事業所等は、災害時に迅速かつ的確な避難が行えるよう、従業員はもとより協力会社の社員や来訪者も含めた関係者全てを対象に、次の事項を内容とした避難計画を策定し、関係者へ内容の周知徹底を行う。

- (1) 避難体制
 - ア 指揮命令系統
 - イ 避難指揮者
 - ウ 情報伝達施設
 - エ 避難場所
 - オ 避難場所への経路
- (2) 避難の実施
 - ア 避難命令を行う基準
 - イ 地震情報等及び避難命令の伝達方法
 - ウ 避難場所への誘導方法
 - エ 海上避難方法
- (3) 避難に関する教育、訓練の実施

*地震情報等とは、津波警報等〔津波警報（大津波）、津波警報（津波）、津波注意報〕及び震度速報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等の地震・津波に関する情報をいう。

第5章 情報連絡体制の整備

異常現象その他の災害情報及び地震情報等を迅速、的確に受理、伝達するため、必要な体制の整備を図る。

第1節 連絡体制の確立

県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、次により災害情報の受理、伝達に必要な連絡体制の確立を図る。

1 県

県は、その内部組織に対応した情報連絡体制を整備確立し、応援要請が必要となる場合を考慮して、自衛隊、隣接他都県、防災関係機関等に対してあらかじめ相互連絡を講じておくものとする。

2 関係市

関係市は、当該市の内部組織に対応した情報連絡体制を整備確立し、災害情報活動に万全を期する。

(1) 消防機関

- ア 災害発生特定事業所等からの通報受理
- イ 災害出場時等における積極的情報収集活動
- ウ 当該市の防災主管課関係部局、県、隣接関係市の消防部局、防災関係機関等との相互連絡

(2) 防災主管課

- ア 消防部局及びその他関係部局との相互連絡
- イ 県（くらし安全防災局）との相互連絡
- ウ 隣接関係市の防災主管課との相互連絡
- エ 防災関係機関等との相互連絡

3 上記以外の防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、各々その組織を通じて所掌の情報収集に努めるとともに、応急対策を効果的に実施するため、相互に情報連絡を行う体制を確立する。

4 特定事業所等

特定事業所等は、災害の発生、進展状況に応じた連絡、通報等を行うため連絡、通報組織の確立、通報責任者及び情報処理担当者の選任等万全の体制を確立する。

第2節 防災通信網の整備

県、関係市及び特定事業所は、災害情報等の収集、伝達のため、防災通信網を整備する。

1 県

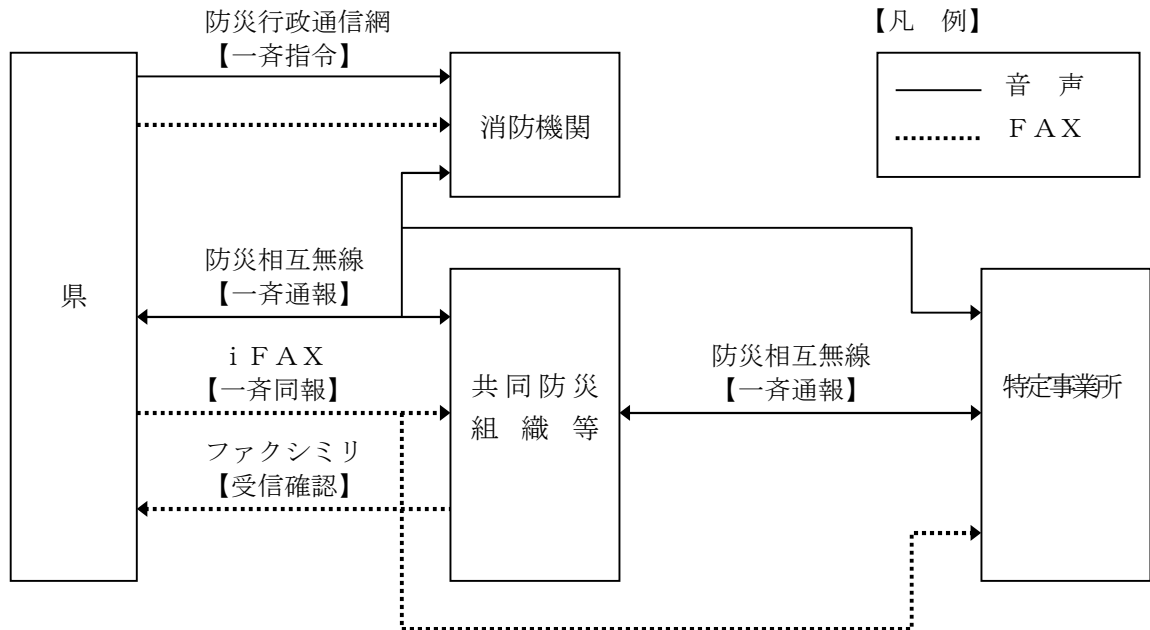
県は、「神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～第3章第1節」で定めるもののほか、関係市（消防機関）、共同防災組織及び特定事業所との緊密な連絡を確保するため、神奈川県石油コンビナート等防災相互無線の効率的な運用を図るとともに、より機能的な災害時の情報の収集伝達体制の整備を図る。

(1) ファクシミリ一斉同報システム

県は、ファクシミリ同報サービスにより、定期的に通信受伝達訓練を実施し、共同防災組織、特定事業所との間で迅速な情報の受伝達が行えるよう努める。

(2) 石油コンビナート等防災相互無線

ファクシミリ一斉同報を補完するものとして、石油コンビナート等防災相互無線による通信受伝達訓練を定期的実施し、関係市消防機関、共同防災組織、特定事業所等の間で迅速な情報の受伝達が行えるよう努める。



2 関係市

関係市は、事業所及び住民等に対する災害情報の提供及び被害情報の収集、伝達手段の整備に努める。

3 特定事業所

特定事業所は、災害発生時等における通信手段として、神奈川県石油コンビナート等防災相互無線局の適正な管理、運用を図るほか、非常通信体制の整備を推進する。

- 資料 6－ 1 通信発信文例
- 6－ 2 石油コンビナート等特別防災区域ファクシミリ一斉同報の情報伝達事項
- 6－ 3 神奈川県石油コンビナート等防災相互無線系統図

第6章 防災に関する調査研究

石災法等関係法令の運用並びにこの計画の整備充実に資するため、特別防災区域、特定事業所等の実態をはじめ、災害の特性、災害の防止等に関する調査、研究を必要に応じ実施し、その成果について十分な活用を図る。

1 特別防災区域及び特定事業所等の実態調査

関係行政機関は、特別防災区域及び特定事業所等に係るそれぞれの所管事項について、実態の把握、整理に努め、必要な場合は、相互に情報の交換を図る。

2 地震動特性調査

県（防災本部）は、特別防災区域内各地の地盤特性等による短周期及び長周期地震動の現われ方を把握するため、関係事業所等の協力を得て当該区域内に設置している地震計の観測データを随時、調査、集積、分析することによりその後の地震対策に資する。

3 特別防災区域に係る災害原因等の調査研究

関係行政機関及び石油コンビナート等特別防災区域協議会は、特別防災区域で発生した災害の原因等の調査を実施し、今後の防災対策の強化に努めるとともに、災害の態様、規模等の特殊性から、特に調査研究を要するものについては、適宜調査研究会等を開催し、共同して調査研究を推進する。

4 防災技術等に関する調査研究

関係行政機関は、独自に又は専門機関等に委託して調査研究を推進し、その成果の有効な活用を図る。

5 京浜臨海地区の防災対策及び防災空間に関する調査研究

京浜臨海地区には、危険物施設等が集積している一方、隣接地域には密集市街地が存在するため、防災性の一層の向上が必要となっている。

このため、県、横浜市及び川崎市は「県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会」を中心に、臨海地域の防災対策及び防災空間の確保等について調査研究を進める。